

# 支部に関する規程

(目的)

**第1条** 本規程は、本会の支部に関する事項を定めることを目的とする。

(支部の設置及び構成)

**第2条** 本会は、東京都内において別表に定める区域に支部を置く。

**2** 支部は、その本店若しくは支店等の所在する区域の支部に所属する正会員をもって構成する。

(支部役員)

**第3条** 支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 若干名

**2** 支部において必要と認めるときは、支部理事、支部監事等を置くことができる。

(支部役員を選任及び任期)

**第4条** 支部役員はその支部に属する正会員の役員（執行役員を含む）の中から支部総会において選任する。

**2** 支部役員任期は、当該支部総会後最初に行われる本会の定時総会の終結時から起算するものとし、当該定時総会の終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会の定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

**3** 補欠により選任された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員業務)

**第5条** 支部長は支部を代表し、支部における業務を総理する。

**2** 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

**3** 支部理事は支部長、副支部長を補佐し、支部における業務を分掌する。

**4** 支部監事は支部における事業及び会計の状況を監査する。

(支部業務)

**第6条** 支部における業務は、概ね次の通りとする。

① 支部正会員に対する協会の指示事項等の伝達、連絡

② 支部正会員より協会に対する要望並びに意見の進達及び副申

- ③ 支部正会員の等級に関する意見の具申
- ④ 支部正会員の慶弔慰に関する事項
- ⑤ 支部正会員の表彰に関する事項
- ⑥ 支部正会員の連絡協調に関する事項
- ⑦ 支部正会員相互間の紛議の調停
- ⑧ 支部正会員の異動について報告
- ⑨ 支部正会員の退会について意見の申述
- ⑩ 区域内における新規入会申込者に対する意見の具申
- ⑪ その他支部長が必要と認めた事項

(支部総会)

**第7条** 支部の意思決定並びに支部運営の原則は支部総会において決定する。

- 2 支部総会は必要に応じ支部長がこれを召集し、かつ、議長となる。
- 3 支部正会員は支部正会員総数の5分の2以上の同意をもって支部総会の目的及び召集の理由を記載した書面を支部長に提出して支部総会の招集を請求することができる。この場合、支部長は支部総会を招集しなければならない。
- 4 支部総会は支部正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 支部総会の議事は、出席した支部正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において議長は、支部正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 支部正会員は、やむを得ない理由のため、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 8 前項の場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会計年度)

**第8条** 支部の会計年度は本会に準ずる。

(事業報告、決算)

**第9条** 支部長は毎事業年度終了後遅滞なく支部の決算を行い、事業報告書、収支計算書等を作成し、支部総会の承認を得た上で本会の会長に報告しなければならない。

(支部の内部規程等)

**第10条** 各支部は、本規程のほか、支部運営に必要な規程を定めることができ

る。

- 2 前項の規程を制定したときは、直ちにこれを本会の会長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(会員の所属)

**第 11 条** 正会員の所属する支部は正会員名簿に明記する。

- 2 正会員は支部の所属に変更を生じた時は、関係支部長及び会長に届け出なければならない。
- 3 正会員は正会員名簿に支部の所属の変更を記載するまでは、従前の支部に属するものとみなす。

(支部交付金)

**第 12 条** 会長は支部の運営を補助するため、次の基準による支部交付金を各支部に交付することができる。

基 本 金 (月額)	金 30,000 円
正会員 1 社に付 (月額)	金 500 円

- 2 支部が定款第 4 条に掲げる事業を実施するにあたり、特に必要と認められる場合は、別途特別交付金を支給することができる。

(支部会費)

**第 13 条** 支部長は支部運営に必要あるときは支部総会の承認を得て、支部会費を徴収することができる。

(改 廃)

**第 14 条** 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

## 附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

(別表)

支 部 の 区 域

支 部	区 域
第 1 支部	千代田区、中央区、港区
第 2 支部	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
第 3 支部	新宿区、中野区、杉並区
第 4 支部	豊島区、板橋区、練馬区
第 5 支部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第 6 支部	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区
第 7 支部	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、 奥多摩町、檜原村、町田市、多摩市、稲城市、八王子市、 日野市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、 狛江市、西東京市、立川市、昭島市、小平市、東村山市、 国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市